つくば市アダプト・ア・パーク実施要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、公園等に対する愛護意識の高揚及び環境美化を図るため、公園等において市　民が「公園の里親」となって行う環境美化活動について必要な事項を定めるものとする。

　（公園の里親）

第２条　「公園の里親」は、公園等を対象として次に掲げる活動を行う。

(1) 空き缶やごみ等の収集、除草、清掃

(2）植栽の企画提案及び実施

(3）公園施設の破損等のつくば市への通報

(4）公園等の愛護活動に関して必要なこと

２　「公園の里親」は、原則として２人以上の者で構成された団体とする。また、団体の代表者は　成人でなければならない。

（募集）

第３条 市長は、つくば市が発行する広報紙等において「公園の里親」を希望する団体を募集する。

（申込）

第４条　「公園の里親」になることを希望する団体は、市長にアダプト・ア・パーク申込書（養子　縁組届）を提出するものとする。

（協議）

第５条　市長は、前条の申込書の提出があった場合に、次に掲げる事項について申込のあった団体　と協議する。

(1）活動の場所について

(2）活動の時期及び回数について

(3）活動の内容について

（4）収集ごみの排出方法について

（5）提供する清掃用具等について

(6) アダプト・サインについて

(7) その他必要なこと

　（同意）

第６条　前条の協議が整ったときは、同意書を取り交わすものとする。

２　市長は、「公園の里親」が前項の同意書による内容を履行しないときは、活動を催促するもの　とする。

（活動の解消）

第７条　「公園の里親」が活動を止めるときは、アダプト・ア・パーク解消届（養子離縁届）を提　出するものとする。

２　市長は、「公園の里親」が前条第２項の催促に従わないときは、アダプト・ア・パーク解消通　知（養子離縁通知）により同意を取り消し、「公園の里親」を解消することができる。

　（アダプト・サイン）

第８条　市長は、「公園の里親」から里親名等を表示する「アダプト・サイン」の設置の申し出が　あり、公園等の管理上支障がないと認めるときは、「アダプト・サイン」を設置するものとする。

　（報告）

第９条　「公園の里親」は、市長に対しアダプト・ア・パーク活動報告書により、活動期間終了後、　速やかにその活動状況を報告するものとする。

　（支援）

第１０条　市長は、「公園の里親」に対して次に掲げる支援をするものとする。

(1) ごみ収集用具等の提供

(2) 収集ごみ等の処理

（指導）

第１１条　市長は、必要に応じ「公園の里親」の活動状況を調査し、その活動に対し指導及び助言　をすることができる。

　（報奨金等）

第１２条　「公園の里親」の活動は、無償による活動とし、つくば市はこの活動に対し報奨金等は　交付しない。

　（表彰）

第１３条　市長は、「公園の里親」の活動が特に優れていると認められるときは、当該「公園の里　親」を表彰することができる。

　（庶務）

第１４条　この要綱に関する庶務は、建設部公園・施設課において処理する。

　（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

　　附則

　この要綱は、平成１２年１月２１日から施行する。

　　附則

　この要綱は、令和５年２月１日から施行する。